

所管部課	教育部青少年課	部長	小俣 学		
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立第二小学校内に新たに学童保育所を設置するために東大和市立学童保育所条例施行規則の別表第1（第2条関係）学童保育所基準定員表に規定する名称及び基準定員について、改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>別表第1 東大和市立学童保育所第二クラブの項の次に「東大和市立学童保育所第二クラブ二小内育成室」、「30人」を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>施行規則に基づき学童保育所の適切な運営を行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 文書課において審査済み。</p> <p>(2) 令和5年10月27日開催の令和5年第10回教育委員会定例会において承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。